

北本市の公の施設に係る指定管理者制度導入にあたっての基本方針

市長決裁 平成16年12月
一部改正 平成17年 5月

1 はじめに

この基本方針は、平成15年6月公布、同年9月施行の地方自治法の一部改正により、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことに伴い、その対応について本市の基本的な考えを定めるものである。

2 指定管理者制度について

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

3 指定管理者制度への対応

本市の公の施設の管理に関し、指定管理者制度の導入については、個別施設ごとに次に掲げる類型に分類し対応する。

(1) 既に管理委託している施設

法改正前の規定により管理委託制度を導入していた公の施設を所管する部署においては、速やかに必要な情報の収集や検討等を進め、条例整備や指定管理者の指定等の準備作業を平成17年度末までに終了し、平成18年4月を目途に指定管理者制度への円滑な移行に努める。

(2) 本市が直接、管理運営している施設

現在、市の直営において運営している施設については、指定管理者制度が公の施設の機能を十分に発揮するために最適な手法であるか等を総合的に検討し、管理体制の見直しを図る。

(3) 新たに設置する施設

指定管理者制度を原則として適用する。

4 指定管理者制度導入の手続

(1) 指定管理者の募集

ア 条例の内容

指定管理者に係る条例に、次の事項を規定する。

- (ア) 指定の手続
- (イ) 管理の基準
- (ウ) 業務の範囲
- (エ) その他必要な事項

イ 募集の方法

募集の方法については、次の(ア)から(ウ)までを考慮したものとする。

(ア) 募集の方法

指定管理者の募集は、制度の趣旨に鑑み原則として公募とする。その際、広報紙やホームページ等を活用し、広く応募者を募集する。

なお、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(イ) 募集要項の作成

条例および規則に定めた指定管理者に係る管理の基準を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき事項について要項を整備する。

(ウ) 公募期間

公募の期間は、より多くの応募者が参加できるように相当な期間を確保する。

(2) 指定管理候補者選定委員会の設置・運営

ア 指定管理候補者選定委員会を要綱で設置する。

イ 委員会は、指定管理者の指定に関し応募者が提出する事業計画等に基づき、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査を行う。

ウ 委員会は、施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められる者を指定管理候補者として選定する。

なお、指定管理申請者が1者であっても審査しなければならない。

(3) 指定管理者の監督

ア 事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

イ 事業の評価

指定管理者制度による効果を検証するために、毎年度、当該施設ごとに事業の評価を行う。

ウ 指定管理者の指導

指定管理者制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対して適切な指示等を行う。

5 個人情報保護及び情報公開

(1) 個人情報保護

北本市個人情報保護条例の趣旨に則り、指定管理者の個人情報の取り扱いに関しての必要な措置として、個人情報に関する規定を整備する。

(2) 情報公開

北本市情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者が情報公開を行うための必要な措置として、情報公開に関する規定を整備する。

6 条例の設置

指定管理者制度の導入に伴い必要となる条例は、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲について共通化が図れないため、施設ごとに整備する。指定の手續等の共通事項についても各施設設置条例で定める。

7 議会での議決と指定

指定管理候補者を選定した場合は、法の規定に基づき議会の議決を経て、指定管理者の指定を行わなければならない。

8 利用料金制

市が適当と認めるときは、利用料金制を採ることができる。

9 指定の期間

指定の期間は、施設の性質、目的等を総合的に勘案して、3～5年を標準とする。